

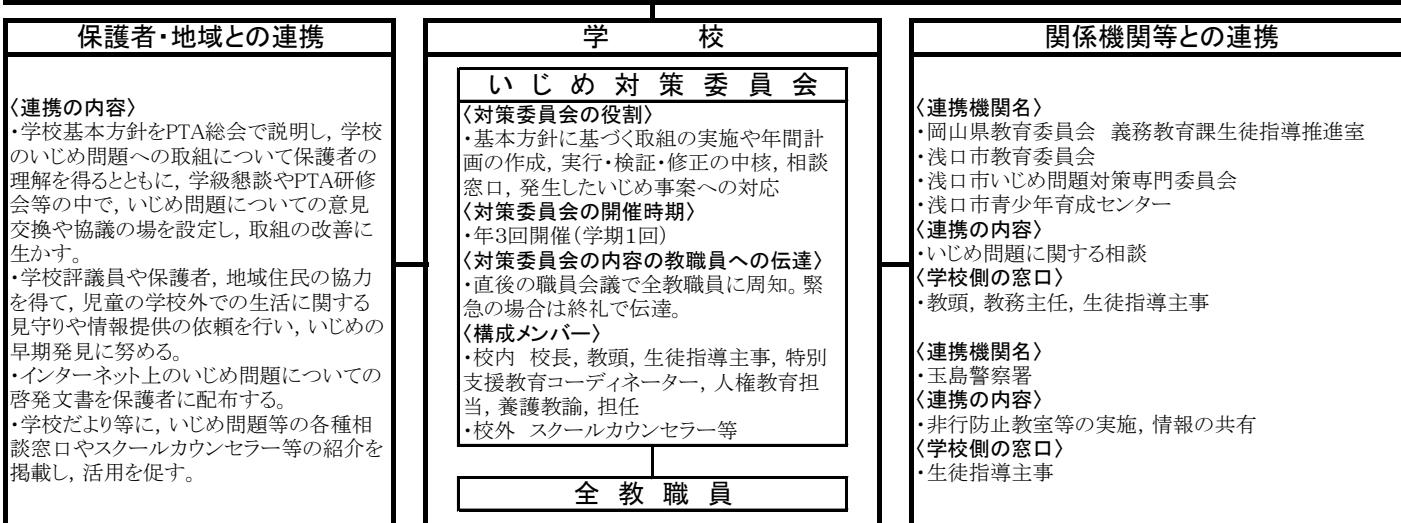
浅口市立鴨方西小学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・本校は全年年単学級のため、子どもの人間関係に変化がなく、なれ合いや偏った人間関係になりやすい。そのため、からかいやいたずらを見逃してエスカレートするといじめにつながりやすい。
- ・携帯電話やスマートフォンの所持率はそれほど高くないが、タブレットや携帯ゲームの機の所持率は高い。家庭でのインターネット環境は整ってきていて、インターネット上でゲームを楽しんだり、写真や動画を見たりしている児童が増えている。また、ネット型のゲームにより保護者の管理が及ばない所で友達と交流していることが多い。
- ・教育相談でのアンケートと面接によっていじめ問題の実態把握に努めているが、未然防止をより強く推進するために、保護者への啓発と連携を密にして学校をあげていじめを許さない取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見と適切な対応のため教職員研修の充実も必要不可欠である。

いじめ問題への対応の基本的な考え方

- ・学校をあげた取組を推進するため、いじめ対策委員会には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、人権教育担当、養護教諭が参画し、それぞれの立場から実践的ないじめ解決のための取組を行う。また、児童の生活実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者への啓発文配布等を実施し、児童への教育推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる場を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめが発生した場合、いじめている児童への指導だけでなく、周りの児童に対しても「いじめは絶対やるされることではない」という毅然とした態度で取り組む。
 - ・教師と児童との温かい人間関係を基盤として児童の気持ちを受け止め、共感的に理解する。
 - ・児童の体験活動や、児童を取り巻く人間関係を豊かにする長期的な指導と援助を行う。
 - ・いじめの早期発見のために教育相談前にアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- （重点となる取組）
- ・「なんでも相談週間」や「人権週間」の取組を通して、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で児童の実態に応じてSNSの利用を含めた情報モラルに関する授業を計画的に実施する。



学校が実施する取組

いじめ 防止 （情報モラル教育）	(教員研修)
	・教職員の指導力向上のため、いじめ問題への取組の基本姿勢を研修する。
	(保護者啓発)
	①・所管の警察署等に依頼し、ネット利用の現状と利用上の留意点についての研修を行う。
	(児童会活動)
	②・代表委員会において、児童主導のいじめ防止の意識を高めるための話し合いや取組を進める。
早期 発見 （相談体制の確立）	(居場所作り)
	③・日頃の授業や学校行事の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
	(情報モラル教育)
（実態把握）	④・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1単位時間行う。また、保護者に対しても啓発活動を積極的に行う。
	⑤・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の定期教育相談及び不定期の教育相談を随時行うことで、いじめの早期発見を図る。
	⑥・心理検査(i-check)の実施により、学校生活における個々の児童の満足感、適応感、学級集団の状態を客観的に把握し、いじめを生まない学級集団づくりを支援する。
（情報共有）	(相談体制の確立)
	⑦・教育相談の実施、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用促進を図るとともに、全教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行うように努める。
（家庭への啓発）	(情報共有)
	⑧・児童の気になる変化があった場合、記録用紙に経過を記録し、終礼その他の連絡会において教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
（いじめの有無の確認）	(家庭への啓発)
	⑨・早期のいじめ認知につながるよう、家庭での児童の様子を見るポイントを載せた文書を配布して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
	(いじめへの組織的対応の検討)
	⑩・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ検討委員会を開催する。
（いじめられた児童への支援）	(いじめられた児童への支援)
	⑪・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、該当児童及びその保護者に対して支援を行う。
	(いじめた児童への指導)
（いじめへの対処）	⑫・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響が大きいことに気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、該当児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。